## 安曇野市土地利用審議会 会議概要

1 審議会名 第94回安曇野市土地利用審議会

2 日 時 令和2年9月25日(金) 午後1時21分から午後2時25分まで

3 会 場 安曇野市役所

4 出席委員 7名中7名(委員名簿非公開)

5 市側出席者 横山都市計画課長、山田係長、中山主査、竹村主任

矢花建築住宅課長、高山開発調整係長

6 公開・非公開の別 非公開

7 非公開の理由 安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成27年安曇野市

告示第334号) 第7条第3号に該当するため

8 会議概要作成年月日 令和2年9月28日

## 協 議 事 項 等

- 1 会議の概要
- (1)開 会
- (2) あいさつ
- (3) 報告事項
  - ・第93回土地利用審議会議事録について
- (4) 審議案件
- (5) その他
- (6) 閉 会
- 2 審議概要
- (1) 報告事項
  - ・第93回土地利用審議会議事録について
    - 誤り等のないことを確認した。
- (2) 審議案件
  - ・審議案件(1)について 資料説明(事務局)
    - 事業者は移転するということだが、現在はどこで事業を行っているのか。また、移転する理由は何なのか教えていただきたい。

また、土地は借りるのか、購入されるのか教えていただきたい

→ 現在は市内で同事業を行っている。今までは間借りだったが、今回この計画地を選び、 移転する。

土地については開発者が取得される。

- 了解した。
- 就労継続支援B型とはどんな内容か。

- → 障害者総合支援法に基づく、就労系の障がい福祉サービスに位置付けられているものである。通所することによって、就労や生産活動の機会を提供するものになる。施設での作業を通じて知識や能力が高まった場合は一般の就労への移行を検討することが出来る。またA型就労支援もあり、事業者の雇用契約に基づいて、就労支援を行い、給料が発生する。B型は雇用契約を結ばず、授産的な活動を行い、賃金を得るというすみわけになっている。今回の開発は就労継続支援B型事業所の開設である。
- 了解した。
- 敷地に隣接する道路の幅員はどのくらいか。
- → 北側道路は5m、東側道路は4.6mである。
- 位置図で見ると道路が狭く見えた。
- → 2年前に道路改良済みの場所になる。
- 了解した。
- 施設の利用者は何名ぐらいの計画で、どのような作業を行うのか。
- → 計画は20名程度の予定で、作業内容は部品の組み立て等の軽作業である。
- 了解した。
- 他に何かあるか。よろしいか。他に意見等がなければまとめさせていただく。前に進めるということでよろしいか。
- よい。
- ・審議案件(2)について 資料説明(事務局)
- 3辺接続していないので、開発はできないと思うが。
- → 特定開発の認定指針のカ)にある「土地の造成を伴う開発事業にあっては、既存の宅地 に隣接していること」となっているので、特定開発の認定指針と整合はとれている。
- カ)を認めてしまうと、どこでも開発が出来てしまう。3辺接続の意味がなくなってしまうのではないか、心配である。
- → 基本計画では、「基本集落及び道路に3辺接続すること」と定めている。今回はこれに 合致しないため特定開発の判断をしている。
- → 3辺接続が取れないが、特定開発の認定指針に合致しているので、この場でご審議していただいている。もし、3辺接続が取れるならば、審議会に諮る必要がない。
- それは分かるが、それを全部認めた場合、基本集落に接していれば、どこでも開発が出来てしまう。

- → 3辺接続は基本のルールではあるが、もともと制度を作ったときのターゲットは複数分譲である。それについては3辺接続し、ある程度固まった場所に、という考え方であった。今回のように一般住宅で1軒だけ建てる場合については、3辺接続でなくても認めていく。ただ全てを認めるのではなく、特定開発という手続きをしっかりやっていただいて認めていこうという経過がある。
- 今までは、土地所有者の親族なら仕方がないと思っていたが、このように基本集落と接 していれば、認めていくということか。
- → 基本集落も条例施行時で固定しているので、軒並に開発ができるということではなく、 ある一定の規模まで行くと広がらないという仕組みになっている。
- 趣旨は分かるが、無制限に膨らんでいくのかと思った。どこかで歯止めがきくということか。
- → 今回の計画地の西側に出ることはできないので、これで歯止めがきく。
- 例えば、今回の計画地に宅地が出来ても基本集落に入らないから白地のままなのか。
- → 基本集落に入らないので、白地のままである。
- 了解した。
- 以前も同じような開発はあったと思う。
- 同じ開発はあった。
- 確認だが、計画地は白地の農地でよろしいか。原則、農振農用地や圃場整備の農地の開発はできないが、当該地はそうではないということでよいか。
- → そうである。
- 他に何かあるか。よろしいか。他に意見等がなければまとめさせていただく。進めるということでよろしいか。
- O よい。
- ・審議案件(3)について 資料説明(事務局)
  - 計画地の周辺は宅地に囲まれているが、周辺住民は説明会に出席されたのか。
  - → 地元説明会には西側、南側、東側宅地の方が出席している。特段反対意見はなかった。
- 了解した。
- 既存の太陽光発電施設は計画地の西側でよいか。

- → 計画地の西側に既に建ててある。そのさらに西側の土地は航空写真だと住宅になっており、事業者が元々お住まいになっていたが、現在は息子さんの名前で既に太陽光発電施設を建ててある。
- 了解した。
- 認定指針にある周辺住民から理解が得られているということでよいか。
- → そうである。
- 既存の太陽光発電施設はいつ頃にできたのか。
- → 令和元年7月の申請と令和2年5月の申請である。どちらとも1000㎡を超えない開発を しているが、今回の開発で一体の開発とみて特定開発になった。
- 了解した。
- 周りの方は本当に反対なかったのか気になる。南側緑地は何を計画されているのか。
- → 樹木は考えておらず、芝生を検討している。
- 既存の太陽光発電パネルの下はどうなっているのか。
- → 既存は防草シートを使っている。新規も緑地以外の場所は防草シートを予定している。
- 了解した。
- 敷地の雑草は開発事業者が自ら刈るのか。
- → 設置業者に依頼し、メンテナンスと管理を行う。
- その会社の所在地はどこか。
- → 県内にある。
- パネルの角度は光の反射を考慮したということか。
- → 通常は15°と20°が多いが、今回の計画は10°と少し平らになっている。光の反射や発電効率を考慮し、最適だと判断していると思われる。
- お願いだが、パネルの角度は何度のものが最適なのか事務局で調べていただき、次回の 審議会時に報告をいただきたい。
- 最適な角度は季節によっても変わるし、おそらく10°というのは周辺状況を考慮した角度だと思う。
- → おっしゃる通りで、季節によって太陽の角度が違ってくる。市内の太陽光発電パネルは 全て同じ方向を向いているわけではない。土地の地形によってはパネルの向きも変わって くると思う。光害等、発電効率、周辺の状況を考慮したうえでの角度だと予想できる。

- 太陽を追尾するタイプではなく、標準タイプでよいか。
- → 固定式の標準タイプである。
- 写真に写っている既存のパネルの角度が10°ということか。
- → 計画と同じ10°である。
- 角度が平らということは南側ではなく、計画地の東側の宅地が一番反射してまぶしいと 思うが、事業者はそこも含め住民にしっかり説明し、了承を得たのか。
- 隣接地で既に太陽光発電施設が建設されているので、周辺住民は太陽光発電施設に対してだいぶ慣れていると感じる。
- → 地元説明会時の補足資料で温度上昇やパワコンによる電磁波の影響について説明はあった。また、反射光についての質問はあったが、事業者からは反射を抑えてはいるが、ゼロではないと回答している。既存のものもあるので、一度見ていただきたいと案内している。
- 他に何かあるか。よろしいか。 他に意見等がなければまとめさせていただく。委員から出たパネルの最適な角度につい て事務局で調べていただき、次回報告をいただきたい。前に進めるということでよろしい か。
- O よい。
- 審議案件(4)について 資料説明(事務局)
  - 開発事業者は市外から移住されるということか。
  - → そうである。
  - 開発者は土地所有者と親族なのか。
  - → 親族ではない。
  - 所有者は一筆の土地を分筆して売ったということか。
  - → そうである。
  - 計画地の東側には住宅は建たないということでよいか。 計画地は白地になっているが、最近白地になったのか、もともと白地だったのか教えていただきたい。
  - → 東側には住宅はもう建たない。 また、計画地はもともと白地農地であった。
  - 了解した。

- 他に何かあるか。よろしいか。他に意見等がなければまとめさせていただく。進めるということでよろしいか。
- よい。
- (5) その他
  - 次回日程調整(事務局)

以上